

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告示

ページ

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

一

○県営土地改良事業の工事の完了

(同)

一

○保安林の指定の予定(四件)

(森林整備課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

三

○建設業許可の取消し

(事業管理課)

三

○昭和三十三年宮城県告示第一百十号(水防警報を行う河川の指定)の一部改正

(河川課)

四

○平成十七年宮城県告示第一千九百九十二号(浸水想定区域の指定)の一部改正

(同)

四

○都市計画事業の事業計画変更の認可

(下水道課)

四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定

(税務課)

五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(同)

五

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

五

○選挙管理委員会

(同)

六

○政治団体の收支報告書の要旨の公表(平成十九年分)

(同)

七

○外部監査人の監査の事務の補助

(同)

六

五

○宮城県告示第六百七十九号

東松島市役所及び東松島市鳴瀬総合支所

五

四

○宮城県告示第六百七十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十九号)

○宮城県告示第六百七十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営中下地区土地改良事業(特定農業用管水路等特別対策事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。
なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴え提起することができる。
平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

事業所番号	所在地の名称及び	指定障害福祉サー	設置者名	指定年月日
〇四一一〇〇三〇六	登米市大地位三八・一 居三八・一 新田字山	就労移行支援 社会福祉法人はらから福祉会	平成二十年七月一日	平成二十年七月一日

○宮城県告示第六百七十七号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百一十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年六月二十四日

告示

宮城県知事 村井嘉浩

五号) 第百十三条の一第三項の規定により公告する。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
向原	経営体育成基盤整備事業	平成二十年三月十九日
榎木	経営体育成基盤整備事業	平成二十年四月七日

○宮城県告示第六百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である(眞農林水産大臣から通知があった)。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
白石市福岡深谷字五郎代山一の二六、字紫岩一の一
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次とのおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である(眞農林水産大臣から通知があった)。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 保安林予定森林の所在場所
白石市小原字七里沢一の一六、一一の七、一一の一八、一一の一九
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(「次とのおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である(眞農林水産大臣から通知があった)。

(三) 間伐に係る森林は、次とおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 保安林予定森林の所在場所
石巻市雄勝町水浜字向一七、一八、一五、一六、一七の一、四一、四三、四五、七一、七二の一、七五の一、七五の七

二 指定の目的
水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県知事 村井嘉浩

大友功 株式会社セレック 大友功	橋元健 元興業株式会社 橋元健	主たる営業所の所在地 角田市佐倉字下土浮五 十二・一	商号又は名称及び代表者の氏名 角田市飯野坂四丁目二 ・三
第般千九十七 八号	号第六百三十九 特・一 般・一 般士工事 業	許建可設番 号業	平成二十年五月二十日
一般木工事業	特一部廢業 一般土木工事 業 一般土工事 業	申請区分及び 事の種類 工を取り消した たびに許可	受付年月日
平成二十 五年五月二十日			

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
加美郡加美町富崎字北三七の一、三七の六から三七の八まで、三七の一九、三七の二一、三七の二四、三七の二七、三七の三一から三七の三四まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

一 許可を取り消した年月日
平成二十年六月二十四日

二 商号又は名称等
宮城県知事 村井嘉浩

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第六百八十六号
昭和三十三年宮城県告示第百十号（水防警報を行う河川の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年六月二十四日から施行する。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩
表白石川の項中「阿武隈川合流点」を「大臣管理区間（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項に規定する指定区間以外の区間をいふ。以下同じ。）境」に改め、同表広瀬川の項中「（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項に規定する指定区間以外の区間をいふ。以下同じ。）」を削る。

○宮城県告示第六百八十七号
平成十七年宮城県告示第千百九十三号（浸水想定区域の指定）の一部を次のように改正し、平成二十年六月一十四日から施行する。

宮城県知事
村井嘉浩

表白石川の項中「阿武隈川合流点」を「大臣管理区間（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間以外の区間をいふ。以下同じ。）境」に改め、同表広瀬川の項中「（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項に規定する指定区間以外の区間をいふ。以下同じ。）」を削る。

都市計画法（昭和四十二年法律第二百四）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画

の変更を次のとおり認可した。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

江東区豊洲三丁目三番二号

五 契約金額 七千七百九十九万四千円

六 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

- 一 施行者の名称
「矢本町」及び「鳴瀬町」を「東松島市」に変更する。
- 二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画下水道事業及び松島観光都市計画下水道事業

2 名称

「矢本町流域関連公共下水道」及び「鳴瀬町流域関連公共下水道」を「東松島市流域関連公共下水道」に変更する。

3 事業施行期間

「平成四年三月十三日から平成二十一年三月三十日まで」を「平成四年三月十三日から平成二十六年三月三十日まで」に、「平成五年一月二十三日から平成二十一年三月三十日まで」を「平成五年一月二十三日から平成二十六年三月三十日まで」に変更する。

4 事業地

- 1 収用の部分
なし
- 2 使用の部分
なし

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 隨意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 税務総合管理システム稼働用機材更新に伴う移行等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十年六月十二日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都

五 契約金額 七千七百九十九万四千円

六 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県税務総合管理システム稼働用機材貯貸借契約

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部税務課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十年六月十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 五億千九百七十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十年四月二十五日

○都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年六月二十四日

宮城県知事 村井嘉浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

一 気仙沼市波路上野田百五十三番」「百五十五番
一、百五十六番一、百六十七番一、百六十八番、
百六十九番、百七十番、百七十三番、百七十四番、
百七十五番一、百七十六番一及び百五十三番一、
百五十五番一、百五十六番一、百六十七番一、百
六十八番一、百六十九番及び百七十番各地先水路
の一部並びに百七十三番、百七十四番及び百七十

第1969号 平成20年6月24日 火曜日 城県公報

監査委員会

○宮城県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成20年6月24日

宮城県監査委員	畠山和純
宮城県監査委員	袋 正
宮城県監査委員	遊佐勘左衛門
宮城県監査委員	谷地森涼子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名 住所

小池伸城	仙台市青葉区上愛子字蛇台原37-30
北澤寿康	仙台市青葉区五橋2-3-7-1103
只森健一	仙台市宮城野区宮城野1-12-12-502
高橋雄一郎	仙台市宮城野区名掛丁119-3-303
秋葉典克	仙台市太白区郡山3-20-22-C202
佐藤充	仙台市若林区新寺3-10-28-201

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成20年6月9日から平成21年3月31日まで